

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの
公費助成、定期接種化を求める意見書の提出について

本市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、別紙
のとおり意見書を提出するものとする。

平成22年3月25日提出

提出者 周南市議会教育福祉委員会
委員長 立 石 修

(別紙)

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書

細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死亡に至る恐れが高い重篤な感染症で、その原因の75%がヒブ（H i b =ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）と肺炎球菌によるものである。細菌性髄膜炎は早期診断が困難なこと、発症後の治療には限界があることなどから、罹患前の予防が非常に重要である。

とりわけヒブや肺炎球菌による細菌性髄膜炎については、乳幼児期のワクチン接種により効果的に予防することが可能である。世界保健機関（WHO）もワクチンの定期予防接種を推奨しており、既に欧米、アジア、アフリカ等100カ国以上で導入され、90カ国以上で定期予防接種とされており、こうした国々では発症率が大幅に減少している。

我が国においては、世界から20年遅れてヒブワクチンが一昨年12月に販売開始となり、小児用肺炎球菌ワクチンも欧米より約10年遅れて昨年10月に国内初承認され、本年2月に販売開始になった。しかしながら、医療機関においてワクチンの接種が可能となっても、任意接種であり、保険適用がないため、費用負担が大きく、公費助成や定期接種化など、子どもたちの生命を守るための早急な対策が必要である。

そこで、政府においては下記の事項について、一日も早く実現するよう強く要望する。

記

- 1 ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン（以下「ワクチン」という。）の有効性、安全性を評価した上で、予防接種法を改正し、ヒブ及び肺炎球菌による重症感染症を定期接種対象疾患に位置付けること。
- 2 ワクチンの安定供給のための方策を講じること。
- 3 ワクチンの予防接種については、負担軽減を図るため、国において所要の財政措置を講じること。
- 4 ワクチンの有効性について、特に乳幼児がいる世帯に周知徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月25日

山口県 周南市議会